スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱

平成２５年４月１日制定

（趣旨）

第１条　いじめ、不登校等問題を抱えた児童生徒に対し、その家庭、学校、関係機関等に働きかけ、調整を行って、問題の早期解決が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する。

（スクールソーシャルワーカーの資格及び採用）

第２条　スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を有する者等とする。

２　教育委員会は、本趣旨及び職務内容を理解し、積極的に取り組む熱意のある者を選考し、採用する。

（職務）

第３条 スクールソーシャルワーカーは、次の職務を行うこととする。

（１）　不登校等の解決に向けたケース会議における支援

（２）　ケース会議における対応方針に基づいた、児童生徒や保護者への支援

（３）　家庭や学校と福祉関係部局等とのネットワークの構築

（４）　教職員の資質向上を目的とした研修会の講師

（５）　その他特に教育委員会が必要と認める業務

（身分及び嘱託の期間）

第４条　スクールソーシャルワーカーの身分及び嘱託の期間は、次のとおりとする。

（１）　スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法第３条第３項第３号に規定 する職員とする。

（２）　スクールソーシャルワーカーの嘱託の期間は、４月１日から翌年３月３１日までの期間の内、５２週とする。

（３）　スクールソーシャルワーカーは、委嘱期間が満了したときは、当然退職するものとする。

（勤務条件）

第５条　スクールソーシャルワーカーの１週間当たりの勤務は、原則として月曜日から金曜日までの２日とし、１日５時間、合計１０時間とする。

２　スクールソーシャルワーカーの勤務日及び勤務時間は、学校の要望により教育委員会が指定するものとする。
３　スクールソーシャルワーカーには、別表１に定める年次有給休暇を与える。
４　年次有給休暇は、付与された日数（前年度から繰り越された日数を除く。）の残日数を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
５　前項の規定にかかわらず、委嘱期間が一の年度の八割に満たない職員は、翌年度に繰り越すことができない。
６　スクールソーシャルワーカーには、別表２に定める特別休暇を与える。特別休暇の取得期間は、連続した期間とし、期間内に週休日、休日又は勤務をしない日が含まれるときは、当該週休日、休日、休日又は勤務を要しない日は、特別休暇の日数に加える。

（報酬）

第６条　報酬は、時間単位で定めるものとし、勤務実績に基づき月単位で支給する。
２　１時間あたりの報酬は４，０００円とする。
３　通勤手当の額、及び支給基準は、防府市職員の給与に関する条例第１１条の２第２項、及び防府市会計年度任用職員の給与等に関する規則に準ずる。

（その他）

第７条　スクールソーシャルワーカーの勤務状況については、出勤簿により整理するものとする。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表１

継続勤務年数	0.５	1.５	2.５	3.５	4.５	5.５	6.５以上
付与日数	３	４	４	５	６	６	７

別表２

事由	期間
１　裁判員として裁判所その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
２　忌引	
ア　配偶者	３日以内
イ　父母	３日以内
ウ　子	３日以内
エ　祖父母	１日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、３日以内)
オ　孫	１日
カ　兄弟姉妹	１日
キ　配偶者の父母	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日以内)
３　選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
４　女性職員の産前産後の休暇	６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定の女子職員が申し出た期間で出産日までの期間のうちあらかじめ必要と認める期間を産前とし、出産の翌日から８週間を産後とする期間。ただし、産後６週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く
５　生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回、それぞれ３０分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定

	により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
６　女子職員の生理	その都度必要と認める期間

備考
　１　第２号にあっては、葬儀のため遠隔の地に赴くときは、往復に要する日数を加算することができる。
　２　第２号にあっては、取得開始日は死亡日から葬儀日までの間とする。
　３　第１号、第２号、第３号にあっては有給とし、第４号、第５号、第６号にあっては無給とする。
　４　取得単位は１日、１時間、又は１分とする。